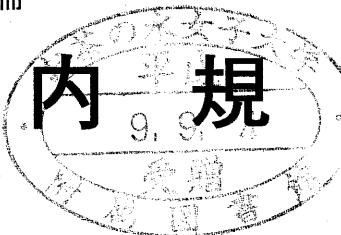


学 内 規 則



平成 9 年 5 月 1 日
お茶の水女子大学庶務課

◎お茶の水女子大学生活科学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程	3	◎お茶の水女子大学国際交流委員会規程の一部を改正する規程	53
◎お茶の水女子大学生活科学部履修規程の一部を改正する規程	6	◎お茶の水女子大学予算委員会規程の一部を改正する規程	54
◎お茶の水女子大学文教育学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程	11	◎お茶の水女子大学施設計画委員会規程の一部を改正する規程	54
◎お茶の水女子大学文教育学部履修規程の一部を改正する規程	13	◎お茶の水女子大学発明委員会規程の一部を改正する規程	55
◎お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則	20	◎お茶の水女子大学購入物品の機種選定に関する取扱要項の一部を改正する要項	55
◎お茶の水女子大学大学院規則の一部を改正する規則	22	◎お茶の水女子大学廃水管理規程の一部を改正する規程	56
◎お茶の水女子大学学位規則の一部を改正する規則	38	◎お茶の水女子大学附属図書館運営委員会規程の一部を改正する規程	56
◎お茶の水女子大学評議会規則の一部を改正する規則	40	◎お茶の水女子大学ジェンダー研究センター運営委員会規程の一部を改正する規程	57
◎お茶の水女子大学大学院人間文化研究科会議規程の一部を改正する規程	41	◎お茶の水女子大学生活環境研究センター運営委員会規程の一部を改正する規程	57
◎お茶の水女子大学大学院人間文化研究科代議員会規程	42	◎お茶の水女子大学保健管理センター運営委員会規程の一部を改正する規程	58
◎お茶の水女子大学大学院人間文化研究科専任教官会議規程	44	◎お茶の水女子大学教官選考規程の一部を改正する規程	58
◎お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程運営委員会規程	45	◎お茶の水女子大学客員教授及び客員助教授の選考に関する規程の一部を改正する規程	59
◎お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士前期課程運営委員会規程	47	◎お茶の水女子大学受託研究員受入規程の一部を改正する規程	59
◎お茶の水女子大学大学院人間文化研究科専攻会議規程	49	◎お茶の水女子大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程	60
◎お茶の水女子大学大学院人間文化研究科運営委員会規程を廃止する規程	50	◎お茶の水女子大学大学院科目等履修規程の一部を改正する規程	60
◎お茶の水女子大学学長候補者選考規程実施細則の一部を改正する細則	50	◎お茶の水女子大学大学院研究生規程の一部を改正する規程	61
◎お茶の水女子大学学生部長候補者選考規程の一部を改正する規程	51	◎お茶の水女子大学大学院外国人留学生規程の一部を改正する規程	61
◎お茶の水女子大学附属図書館長候補者選考規程の一部を改正する規程	51	◎お茶の水女子大学リサーチアシスタントに関する実施要項の一部を改正する要項	62
◎お茶の水女子大学附属学校部長選考規程の一部を改正する規程	52	◎お茶の水女子大学事務組織規程の一部を改正する規程	62
◎お茶の水女子大学自己点検・評価検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱	52	◎お茶の水女子大学事務組織細則の一部を改正する細則	63
◎お茶の水女子大学将来構想検討委員会規程の一部を改正する規程	53	◎お茶の水女子大学健康管理規程の一部を改正する規程	64

○平成9年お茶の水女子大学規則第4号

お茶の水女子大学生活科学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年1月29日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学生活科学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学生活科学部の講座及び授業科目に関する規程（平成5年3月25日制定）の一部を次のように改正する。

別表第1生活環境学科の項

△生活工学講座の欄中

「生活環境物理学 2」「生活環境物理学 2」に、
洗浄科学 2 基礎生活材料物性 2
衣生活環境学 2 を洗浄科学 2
衣住環境評価学 2 衣生活環境学 2
居住環境学 2 衣住環境評価学 2
基礎生活材料物性 2」「居住環境学 2」に、
「生活工学論 4」を「生活工学基礎演習 4」に、
「生活環境物理学実験 2」「生活環境物理学実験 2
生活情報工学演習 2 生活材料化学 2
洗浄科学実験 1 生活情報工学演習 2
被服製作実習 2 洗浄科学実験 2
応用居住環境学 2 を被服製作実習 2 に改め、
生活設備工学 2 応用居住環境学 2
応用感覚工学 2 生活設備工学 2
生活材料物性 2 応用感覚工学 2
生活材料化学 2」「生活材料物性 2」
「応用生活環境物理学 2」の次に「応用衣生活環境学 2」を、
「生活環境化学実験 2」の次に「生活工学特殊講義 4」を加える。

△食物科学講座の欄中

「*臨床栄養学 2」及び「*官能検査論 2」を削り、
「食物科学演習 4」を「食品衛生学 2
食物科学基礎演習 2」に改め、
「食品衛生学 2」を削り、
「食物科学輪講 4」の前に「臨床栄養学 2
官能検査論 2
食物科学演習 2」を加える。

△人間科学講座の欄中

「成長学 2」「適応生理学 2」「適応生理学 2」を成長学 2 に、
「身体発達学実習 2」を「人体計測学実習 2」に、

「社会生物学 2」を「生物社会論 2」に、
「体型学 2」を「健康科学総論 2
健康医学 2」に改め、
「古人類学 2」を削り、
「生物コミュニケーション論 2」の次に「生物人間科学特別講義 2
環境と人体 2
感覚生理学 2」を加える。

別表第2 人間生活学科の項

△生活工学講座の欄中

「* 発達保健学 2」を削り、
「* 児童文化論 2」を「* 教育臨床学 2」に、
「発達観察法 2」「発達臨床観察法 2
障害臨床実験法 2」を「発達臨床実験法 2」に改め、
「児童学入門 2」を削り、
「教育臨床学 2」を「発達保健学 2
児童文化論 2」に改め、
「発達保健講義講読 2」、「児童文化講義講読 2」、「発達保健研究
実習 2」、「児童文化研究演習 2」、「発達論文演習 2」及び「障
害臨床論文演習 2」を削り、
「発達教育実習 4」「教育発達実習 2
発達保健実習 4」を「発達障害実習 2」に改め、
「心理臨床実習 2」「心理臨床実習 4」
「人間関係実習 4」の次に「発達研究実習 4」を加える。

△生活社会科学講座の欄中

「※ 比較女性論 2」を「※ ジェンダー論 2」に改め、
「※ 家族生活史総論 2」を削り、
「* 発達社会学 2」の次に「比較女性論 2」を加え、
「児童福祉論 2」及び「家族生活史各論 2」を削り、
「生活政治学 2」を「生活政治学総論 2
生活政治学各論 2」に、
「生活調査実習 2」を「生活社会調査実習 2」に改め、
「家族心理学 2」を削り、
「女性史 2」を「女性社会史 2」に改め、

「生涯福祉論Ⅱ」の次に「家族生活史論」を加える。

児童福祉	2
生活と金財	2
国際経済と生活	2
生活と行政	総論
生活と行政	各論
女性と政治	2
社会会	2
財産と法	2
法女性	2
女性政策	2
生活社会科学特殊講義	2

△生活文化学講座の欄中

「*被服文化論Ⅳ」を「*服飾文化概論 2」「*服飾美学概論 2」に、

「生活文化史 4」「情報解析論 4」を「生活文化史各論 2」に、
「服飾美学 4」「情報解析概論 2」

「情報解析各論 2」「服飾美学各論 2」「服飾文化各論 2」

「環境デザイン実習 2」を「環境デザイン論 2」に改め、
「服飾制作実習 2」の次に「美学 2」を加え、

「日本服飾史演習 4」を「日本服飾史演習Ⅰ 2」「日本服飾史演習Ⅱ 2」に、
「比較生活文化史 4」を「比較生活文化史Ⅰ 2」「比較生活文化史Ⅱ 2」に改める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第5号

お茶の水女子大学生活科学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年1月29日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学生活科学部履修規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学生活科学部履修規程（平成5年2月24日制定）の一部を次のように改正する。

別表第1後段の表

学部共通科目の項中

「比較女性論|2|」を「ジェンダー論|2|」に改める。

生活環境学科共通科目の項中

「臨床栄養学|2|」及び「官能検査論|2|」を削る。

人間生活学科共通科目の項中

「発達保健学|2|」、「児童文化論|2|」及び「家族生活史総論|2|」を削り、

「保育臨床学|2|」の次に「教育臨床学|2|」を、

「発達社会学|2|」の次に「比較女性論|2|」を加え、

「服飾文化論|4|」 | | | | | ○|」を

「服飾文化概論|2|」 | | | | | ○|」を

「服飾美学概論|2|」 | | | | | ○|」に改める。

別表第2生活環境学科

専門科目

●生活工学講座・専攻科目（必修）の欄中

洗淨科学	2	(II)	「基礎生活材料物性	2		(I)
衣生活環境学	2	(II)	洗淨科学	2		(II)
衣住環境評価学	2	(II)	を衣生活環境学	2		(II)に、
居住環境学	2	(II)	衣住環境評価学	2		(II)
基礎生活材料物性	2	(II)	居住環境学	2		(II)
「生活工学論	4	(III)	」を「生活工学基礎演習	4		(III)」に改 める。

●食物科学講座・専攻科目（必修）の欄中

「水畜産食品学|2|(III)」の次に

「食品衛生学|2|(II~IV)」を加え、

「食物科学演習|4|(IV)」を「食物科学基礎演習|2|(IV)」に改
める。

●人間科学講座・専攻科目（必修）の欄中

成長学	2	(I)	を「適応生理学	2		(I)に改 める。
適応生理学	2	(I)	成長学	2		(II)」

●生活工学講座・専攻科目（選択）の欄中

「生活情報工学演習	2	(II)	「生活材料化学	2	(II)
洗淨科学実験	1	(III)	生活情報工学演習	2	(III)
被服製作実習	2	(III)	洗淨科学実験	2	(III)
応用居住環境学	2	(III)	を被服製作実習	2	(III) に改
生活設備学	2	(III)	応用居住環境学	2	(III)
応用感覚工学	2	(III)	生活設備学	2	(III)
生活材料物性	2	(III)	応用感覚工学	2	(III)
生活材料化学	2	(III)	」生活材料物性	2	(III) 」

め、

「応用生活環境物理学 | 2 | (III) の次に 「応用衣生活環境学 | 2 | (III) 」を、

「生活環境化学実験 | 2 | (III) の次に

「生活工学特殊講義 | 4 | (III・IV) を加える。

●食物科学講座・専攻科目(選択)の欄中

「食品衛生学 | 2 | (II・III) を削り、

「食生活計画論 | 1 | (I, II) の次に

「臨床栄養学 | 2 | (II, III)

官能検査論 | 2 | (II, III)

食物科学演習 | 2 | (IV) を加える。

●人間科学講座・専攻科目(選択)の欄中

「社会生物学 | 2 | (II)

生態人類学 | 2 | (II)

時間生物学 | 2 | (II, III)

加齢生体学 | 2 | (II, III)

特殊環境適応論 | 2 | (II, III) → 講義11科目中12単位以上必修

人体構造学 | 2 | (III)

体型学 | 2 | (III)

人体表層学 | 2 | (II~IV)

古人類学 | 2 | (II~IV)

生体機構論 | 2 | (II~IV)

生物コミュニケーション論 | 2 | (II~IV)

「生物社会論 | 2 | (II)

古人类学 | 2 | (II)

生態人類学 | 2 | (II, III)

時間生物学 | 2 | (II, III)

加齢生体学 | 2 | (II, III)

特殊環境適応論 | 2 | (II, III)

人体構造学 | 2 | (III)

健康科学総論 | 2 | (III)

健康医学 | 2 | (III)

人体表層学 | 2 | (II~IV)

生体機構論 | 2 | (II~IV)

生物コミュニケーション論 | 2 | (II~IV)

を

」

講義15科目中12単位以上必修

に、

生物人間科学特別講義	2	(II~IV)	
環境と人体	2	(II~IV)	
感覚生理学	2	(II~IV)	
「身体発達学実験実習」	2	(II・III)	」を「人体計測学実習」2 (III)」に改める。

●学部共通科目の欄中

「比較女性論」2|」を「ジェンダー論」2|」に改める。

●学科共通科目の欄中

「臨床栄養学」2|」及び「官能検査論」2|」を削る。

別表第3人間生活学科

専門科目

●発達臨床学講座・専攻科目(必修)の欄中

「発達観察法	2	(II)	を「発達臨床観察法	2	(II)	に改
障害臨床実験法	2	(II)	」発達臨床実験法	2	(II)	める。

●生活文化学講座・専攻科目(必修)の欄中

「生活文化史	2	(II)	「生活文化史概論	2	(II)
情報解析論	2	(III)	生活文化史各論	2	(II)
服飾美学	2	(IV)	」を情報解析論概論	2	(III)
			情報解析論各論	2	(III)
			服飾美学各論	2	(IV)
			服飾文化各論	2	(IV)

める。

●発達臨床学講座・専攻科目(選択)の欄中

「児童学入門」2|(I)」及び「教育臨床学」2|(II)」を削り、

「発達社会文化論」2|(II)」の次に

「発達保健学」2|(III・IV)

「児童文化論」2|(III・IV)」を加え、

「発達保健講義講読」2|(III)」及び「児童文化講義講読」2|(III)」を削り、

同備考欄中

「*8科目中1つ以上選択必修」を「*6科目中1つ選択必修」に改め、

「発達保健研究演習」2|(III)」及び「児童文化研究演習」2|(III)」を削り、

同備考欄中

「*8科目中1つ選択必修」を「*6科目中1つ選択必修」に改め、

「発達臨床論文演習」4|(IV)

「発達論文演習」4|(IV) } 3科目中1つ選択必修

「障害臨床論文演習」4|(IV) 」を削り、

「発達教育実習」4|(III) 「教育発達実習」4|(III)

発達保健実習 | 4 | (III) を発達障害実習 | 4 | (III) に改
心理臨床実習 | 2 | (III)」 心理臨床実習 | 4 | (III)」
め、

「人間関係実習 | 2 | (III)」の次に「発達研究実習 | 4 | (III)」
加え、

同欄に「発達臨床論文演習 | 4 | (IV) 各教官開
講中1つ
選択必修」を加える。

同備考欄中

「*5科目中1つ選択必修」を「*6科目中1つ選択必修」に改める。

●生活社会科学講座・専攻科目(第1選択)の欄中

「児童福祉論 | 2 | (II)」及び「家族生活史各論 | 2 | (III・IV)」
を削り、

「生活政治学 | 2 | (III・IV)」を
「生活政治学総論 | 2 | (III・IV)
「生活政治学各論 | 2 | (III・IV)」に、
「生活調査実習 | 2 | (III・IV)」を
「生活社会調査実習 | 2 | (III・IV)」に改める。

●生活社会科学講座・専攻科目(第2選択)の欄中

「家族心理学 | 2 | (II)」を削り、
「女性史 | 2 | (II)」を「女性社会史 | 2 | (II)」に改
め、

「生涯福祉論 | 2 | (II)」の次に「家族生活史 | 2 |
児童福祉論 | 2 |
生活と金融 | 2 |
生活と財政 | 2 |
国際経済と生活 | 2 |
生活と行政総覧 | 2 |
生活と行政各論 | 2 |
女性と行政 | 2 |
社会法 | 2 |
財産と法 | 2 |
法女性学 | 2 |
女性政策論 | 2 |
生活社会科学特殊講
義 | 2 |」

加える。

●生活文化学講座・専攻科目(選択)の欄中

「環境デザイン実習 | 2 | (II)」を「環境デザイン論 | 2 | (II)」に改
め、

「服飾制作実習 | 2 | (II)」の次に「美学 | 2 | (II)」
を加え、

「日本服飾史演習 | 4 | (III)」を「日本服飾史演習I | 2 | (III)」に、

日本服飾史演習Ⅱ	2	(Ⅲ)
「比較生活文化史Ⅰ 4 (IV)」を「比較生活文化史Ⅰ	2	(IV) に改
比較生活文化史Ⅱ	2	(IV)

める。

●学部共通科目の欄中

「比較女性論 2 |」を「ジェンダー論 2 |」に改める。

●学科共通科目の欄中

「発達保健学 2 |」、「児童文化論 2 |」

及び「家族生活史総論 2 |」を削り、

「服飾文化論 4 |」を「服飾文化概論 2 |」に改める。

服飾美学概論 2 |

別表第4◎教職に関する科目の欄中

社会教育	2	を「生涯學習論	2	に改める。
視聴覚教育	1	」 視聴覚教育メディア論	1	」

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度入学者から適用する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第6号

お茶の水女子大学文教育学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年2月24日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学文教育学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学文教育学部の講座及び授業科目に関する規程（平成5年3月24日制定）の一部を次のように改正する。

別表第1人文科学科の項

△哲学講座の欄中

「倫理思想史特殊講 各4」の次に「倫理学資料講読 4 を加える。
日本倫理思想史資料 4
講読
西洋倫理思想史資料 4
講読
倫理学研究 4
日本倫理思想史研究 4
西洋倫理思想史研究 4」

別表第2言語文化学科の項

△日本語・日本文学講座の欄中

「*言語文化概論 4」を「*日本言語文化概論 2 に改める。
*英語圏言語文化概論 2」

△英語圏・欧州言語文化講座の欄中

「*比較言語文化論 4」を「*アジア比較言語文化論 2 に改める。
*ヨーロッパ言語文化論 2」

別表第3人間社会学科の項

△教育科学講座の欄中

「教育課程概論 2」の次に「学校臨床学概論 2」を、
「学校経営特殊講義 2」の次に「学校臨床学特殊講義 2 を、
青少年指導・文化論 2
特殊講義 2」
「学校経営演習 4」の次に「学校臨床学演習 2 を加える。
青少年指導・文化論 2
演習 2」

△心理学講座の欄中

「◇メンタルヘルス論 2」を「◇メンタルヘルス基礎論 2 に改める。

別表第4 芸術・表現行動学科の項

△舞踊教育学講座の欄中

- 「 舞踊創作法実習（舞踊構成法） 1 を
同 （即興創作） 1
同 （舞踊上演法） 2」
- 「 舞踊創作法実習（舞踊構成法） 1 に改め、
同 （即興創作） 1
同 （舞踊上演・制作） 2」
- 「 民族舞踊実習（中級） 1」の次に
- 「 民族舞踊実習（上級） 1
舞踊上演法実習（初級） 1
舞踊上演法実習（中級） 1
舞踊上演法実習（上級） 1 を、
舞踊表現技法実習（初級） 1
舞踊表現技法実習（中級） 1
舞踊表現技法実習（上級） 1」
- 「 舞踊伴奏法 1」の次に
- 「 舞踊音楽構成法 1」を加える。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成 9 年お茶の水女子大学規則第 7 号

お茶の水女子大学文教育学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 9 年 2 月 24 日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学文教育学部履修規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学文教育学部履修規程（平成 5 年 2 月 24 日制定）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の表備考欄中

「1 外国語は、一の外国語（英語、ドイツ語、フランス語、中国語）を必修とし、その履修方法は別に定める」を「1 外国語の必修単位に関しては別表第 2 を参照すること。また、外国語の履修方法は別に定める。」に改める。

別表第 2 コア科目の欄中

「外国語（必修）

英語（12単位）・ドイツ語（16単位）・フランス語（16単位）・中国語（16単位）から 1 か国語必修
*：必修単位を満たすことが可能な基本科目

を

」

「外国語（必修）

英語（12単位）・ドイツ語（16単位）・フランス語（16単位）・中国語（16単位）から 1 か国語を修得しなければならない。さらに、人文科学科の学生は、英語を除く外国语（ドイツ語・フランス語・中国語・

に改め、

ロシア語・朝鮮語)一つ以上含めて、外国語科目の単位が全体として16単位以上になるよう履修しなければならない。

また、言語文化学科の学生は、二つ以上の言語(対象言語は英語・ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語・朝鮮語)を履修し、外国語科目の単位が全体として20単位以上になるよう履修しなければならない。

* : 全学部の学生が必修単位に充てることができるべき基本科目

** : 文教育学部の学生のみが必修単位に充てることができるべき基本科目

*** : 人文学科、言語文化学科の学生のみが、英語12

単位または
ドイツ語、
フランス
語、中国語
16単位を*
もしくは**
のついた基
本科目で履
修した場合
に限り、残
りの必修单
位に充てる
ことができ
る科目とす
る。」

英語の欄中

「* 総合英語 IV	2	(II~IV)	
* 総合英語 V	2	(II~IV)	
* 英会話 I	2	(I)	
* 英会話 II	2	(I)	
* 英会話 I	2	(I)	
上級英語 I	4	(III~IV)	
上級英語 II	4	(III~IV)	
英会話 III	2	(II~IV)	
英会話 IV	2	(II~IV)	
「**総合英語 IV	2	(II~IV)	
**総合英語 V	2	(II~IV)	
**英会話 I	2	(I)	
**英会話 II	2	(I)	
***上級英語 I	4	(III~IV)	
***上級英語 II	4	(III~IV)	
***英会話 III	2	(II~IV)	
***英会話 IV	2	(II~IV)	

ドイツ語の欄中

「* ドイツ語初級 (読本)	4	(I)	
* ドイツ語中級 I	4	(II)	
* ドイツ語中級 II	4	(II)	
* ドイツ語上級	4	(III~IV)	
* ドイツ語初級 会話	4	(I~IV)	を
* ドイツ語上級 会話	4	(II~IV)	

を

に改める。

* ドイツ語 初歩	4	(I ~ IV)	」
「** ドイツ語 初級 (読本)	4	(II)	
** ドイツ語 中級 I	4	(II)	
** ドイツ語 中級 II	4	(II)	
*** ドイツ語 上級	4	(III ~ IV)	に改める。
*** ドイツ語 初級 会話	4	(I ~ IV)	
*** ドイツ語 上級 会話	4	(II ~ IV)	
*** ドイツ語 初歩 フランス語 の欄中	4	(I ~ IV)	」
「* フランス語 初級 (読本)	4	(I)	
* フランス語 中級 I	4	(II)	
* フランス語 中級 II	4	(II)	
フランス語 上級	4	(III ~ IV)	を
フランス語 初級 会話	4	(I ~ IV)	
フランス語 上級 会話	4	(II ~ IV)	
フランス語 初歩	4	(I ~ IV)	」
「** フランス語 初級 (読本)	4	(I)	
** フランス語 中級 I	4	(II)	
** フランス語 中級 II	4	(II)	
** フランス語 上級	4	(III ~ IV)	に改める。
*** フランス語 初級会話	4	(I ~ IV)	
*** フランス語 上級会話	4	(II ~ IV)	
*** フランス語 初歩	4	(I ~ IV)	」
中国語 の欄中			
「* 中国語 初級 (読本)	4	(I)	
* 中国語 中級 I	4	(II)	
* 中国語 中級 II	4	(II)	を
中国語 上級	4	(III ~ IV)	
中国語 会話	4	(II ~ IV)	
中国語 初歩	4	(I ~ IV)	」
「** 中国語 初級 (読本)	4	(I)	

**中国語中級 I	4	(II)		
**中国語中級 II	4	(II)		に改める。
***中国語上級	4	(III~IV)		
***中国語会話	4	(II~IV)		
***中国語初歩	4	(I~IV)		」

ロシア語の欄中

「ロシア語初歩	4	(I~IV)		を
ロシア語会話	4	(I~IV)		」

「***ロシア語初歩	4	(I~IV)		に改める。
***ロシア語会話	4	(I~IV)		」

朝鮮語の欄中

「朝鮮語初歩	4	(I~IV)		を
朝鮮語会話	4	(I~IV)		」

「***朝鮮語初歩	4	(I~IV)		に改める。
***朝鮮語会話	4	(I~IV)		」

別表第3 専攻科目・関連科目の表

人文科学科の●専攻科目(選択)の欄中

「倫理思想史特殊	4	の次に「倫理学資料講読	4	を加える。
講義 A		日本倫理思想史	4	
同	B	資料講読		
		西洋倫理思想史	4	
		資料講読		
		倫理学研究	2	
		日本倫理思想史	2	
		研究		
		西洋倫理思想史	2	
		研究		」

同●関連科目(選択)の欄中

「言語文化概論	4	」を「日本言語文化概	2	に、
		論		
		英語圏言語文化	2	」

「比較言語文化論	4	」を「アーヴィング比較言語文化	2	に、
		論		
		ヨーロッパ言語文化		

「メンタルヘルス	2	」を「メンタルヘルス	2	
論		基礎論		」に改める。

言語文化学科の●学科共通専攻科目(選択)の欄中

「言語文化概論	4	」を「日本言語文化概	2	に、
		論		
		英語圏言語文化	2	」

「比較言語文化論 | 4 |」を「アジア比較言語文化
論
ヨーロッパ言語文化
論 | 2 |」に改める。

同●関連科目（選択）の欄中

「メンタルヘルス | 2 | を「メンタルヘルス | 2 |
論 | 」基礎論 | 」に改める。

人間社会科学科の●専攻科目（選択）の欄中

「教育課程概論 | 2 |」の次に「学校臨床学概論 | 2 |」を、

「学校経営特殊講義 | 2 | の次に「学校臨床学特殊
講義 | 2 |」を

青少年指導・文
化論特殊講義 | 2 |」を

「学校経営演習 | 2 |」の次に「学校臨床学演習 | 4 |
青少年指導・文
化論演習 | 4 |」を加え、

「メンタルヘルス | 2 | を「メンタルヘルス | 2 |
論 | 」基礎論 | 」に改める。

同●関連科目（選択）の欄中

「言語文化概論 | 4 |」を「日本言語文化概
論
英語圏言語文化
概論 | 2 |」に、

「比較言語文化論 | 4 |」を「アジア比較言語文化
論
ヨーロッパ言語文化
論 | 2 |」に改める。

同●教職〔社会コース（中学校・高等学校）〕教職に関する科目の欄中

「生徒指導の研究 | 2 |」を「学校臨床学概論 | 2 |」に改める。

同●教職〔社会コース（小学校・幼稚園）〕教職に関する科目の欄中

「社会教育 | 2 |」を「生涯学習論 | 2 |」に、

「視聴覚教育 | 1 |」を「視聴覚教育 | 2 |」に改める。
論

芸術・表現行動学科の●専攻科目（選択）の欄中

「舞踊創作法実習 | 1 | を「舞踊創作法実習 | 1 |
(舞踊構成法) | 」(舞踊構成法) | に改め、
同(即興創作) | 1 | 同(即興創作) | 1 |
同 | 2 | 同 | 2 |
(舞踊上演法) | 」(舞踊上演・制
作) | 」

「民族舞踊実習 | 1 | の次に「民族舞踊実習 | 1 |
(初級) | 」(上級) | 1 |
同(中級) | 1 | 舞踊上演法実習 | 1 |

(初級)			
舞踊上演法実習	1		
(中級)			
舞踊上演法実習	1		
(上級)			
舞踊表現技法実習 (初級)	1		
舞踊表現技法実習 (中級)	1		
舞踊表現技法実習 (上級)	1		
			」を、
「 舞踊伴奏法 1 」の次に「舞踊音楽構成法 1 」を加える。			
同●関連科目(選択)の欄中			
「言語文化概論 4 」を「日本言語文化概論	2		に、
英語圏言語文化概論	2		
			」
「比較言語文化論 4 」を「アジア比較言語文化論	2		に、
ヨーロッパ言語文化論	2		
			」
「メンタルヘルス 2 を「メンタルヘルス 2 」基礎論			に改める。
別表第6教職に関する科目の表中			
「社会教育 2 を「生涯学習論 2 」に改める。			
視聴覚教育 1 視聴覚教育メディア 1			

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度入学者から適用する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第8号

お茶の水女子大学学則の一部を次のように改正する学則を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則

お茶の水女子大学学則（昭和24年5月31日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表を次のように改める。

学 部	学 科	入 学 定 員	第3年次入学定員	収容定員
文教育学部	人 文 科 学 科	60人	10人	240人
	言 語 文 化 学 科	88人		352人
	人 間 社 会 科 学 科	44人		176人
	芸 術 ・ 表 現 行 動 学 科	30人		120人
	学 部 共 通	222人		20人
	計	10人	908人	
理 学 部	数 学 科	22人	10人	88人
	物 理 学 科	22人		88人
	化 学 科	23人		92人
	生 物 学 科	25人		100人
	情 報 科 学 科	40人		160人
	計	132人		528人
生活科学部	生 活 環 境 学 科	70人	10人	280人
	人 間 生 活 学 科	76人		304人
	計	146人		584人
合 計		500人	10人	2,020人

第42条の2第3項中「学生」の次に「又は大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成8年11月1日文部省高等教育局長裁定）により文部省の承認を得た協定に基づく学生」を加える。

附則第2項の表を次のように改める。

学 部	学 科	定 員
文 教 育 学 部	人 文 科 学 科	5人
	言 語 文 化 学 科	8人
	人 間 社 会 科 学 科	4人

	芸術・表現行動学科 計	3人 20人
理学部	数学科 物理学科 化学学科 計	2人 2人 3人 7人
生活科学部	生活環境学科 人間生活学科 計	10人 11人 21人

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項に掲げる表の文教育学部の項、理学部の項及び合計の項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成9年度から平成11年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	平成9年度	平成10年度	平成11年度
文教育学部	人文科学科	123人	183人	243人
	言語文化学科	180人	268人	356人
	人間社会学科	90人	134人	178人
	芸術・表現行動学科	61人	91人	121人
	学部共通(第3年次入学)		10人	20人
	計	454人	686人	918人
理 学 部	数学科	97人	94人	91人
	物理学科	97人	94人	91人
	化学学科	98人	96人	94人
	生物学学科	106人	104人	102人
	情報科学科	160人	160人	160人
	計	558人	548人	538人
合 计		1,596人	1,818人	2,040人

○平成9年お茶の水女子大学規則第9号

お茶の水女子大学大学院規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学大学院規則の一部を改正する規則

お茶の水女子大学大学院規則（昭和38年4月24日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

お茶の水女子大学大学院学則

第1条中「お茶の水女子大学大学院」を「お茶の水女子大学大学院人間文化研究科」に改める。

第2条を次のとおり改める。

（大学院）

第2条 本学大学院は博士課程とし、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。この場合において、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。

第3条から第5条までを次のとおり改める。

（博士前期課程）

第3条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

（博士後期課程）

第4条 博士後期課程は、高度の専門研究及び専門諸分野の基礎に立つ高度の学際的総合研究を行うに必要な創造的能力を育成し、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

（専攻）

第5条 本学大学院に次の専攻を置く。

〔博士前期課程〕

言語文化専攻

人文学専攻

発達社会科学院専攻

ライフサイエンス専攻

物質化学専攻

数理・情報化学専攻

〔博士後期課程〕

比較文化学専攻

人間発達学専攻

人間環境学専攻

複合領域化学専攻

第7条の見出しを「（研究科会議）」に改め、同条第1項中「研究科に研究科委員会（人間文化研究科にあつては、研究科会議と称する。以下同じ。）」を「本学大

学院に研究科会議」に改め、同条第2項中「研究科委員会」を「研究科会議」に改める。

第7条の2を削る。

第8条第1項中「研究科」を「本学大学院」に、「または助教授のほか」を「、助教授又は講師のほか」に改める。

第9条の2中「修士課程の研究科」を「本学大学院」に改める。

第9条の3中「各研究科」を「本学大学院」に、「別表第2から別表第5までのとおりとする。」を「別表第2のとおりとする。」に改める。

第10条中「各研究科」を「本学研究科」に改める。

第11条第1項中「研究科」を「本学研究科」に改め、同条第2項中「研究科委員会」を「研究科会議」に、「当該研究科」を「本学研究科」に改め、同条第3項中「第23条の規定による」を「第26条に規定する」に改め、同条第4項中「修士課程」を「博士前期課程」に、「博士課程」を「博士後期課程」に改め、同条第5項中「各研究科において別に定める」を「別に定める」に改める。

第11条の2第1項中「研究科において教育上有益と認めるときは、学生が当該研究科に入学する前に」を「本学大学院において、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に」に、「当該研究科」を「本学研究科」に改め、同条第2項中「修士課程」を「博士前期課程」に、「博士課程」を「博士後期課程」に改め、同条第3項中「各研究科において別に定める。」を「別に定める。」に改める。

第11条の3の見出しを「(他の大学の大学院等における研究指導)」に改め、第11条の3第1項中「研究科において」を「本学大学院において、」に、「当該研究科の学生が当該他大学院等」を「学生が他の大学の大学院等」に改め、同条第2項中「他大学院等」を「他の大学の大学院等」に、「修士課程」を「博士前期課程」に改める。

第12条第1項中「別表第6」を「別表第3」に改める。

第13条第1項中「修士課程」を「博士前期課程」に改め、「合格することとする。」の次に「ただし、優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。」を加え、同条第2項中「博士課程」を「博士後期課程」に改め、「ただし、在学期間に関しては、その研究業績に基づいて研究科が特別に認めた者に限り、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。」を削り、同項を第3項とし、第1項の次に次の1号を加える。

2 前項の場合において、博士前期課程の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもつて、修士論文の審査に代えることができる。

第13条に次の1号を加える。

4 前項の規定にかかわらず、博士後期課程において優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。ただし、第1項ただし書きの規定に該当する者及び他の大学の大学院の修士課程を1年で修了した者の在学期間に関しては、博士後期課程に2年以上在学しなければならない。

第16条中「研究科委員会」を「研究科会議」に改める。

第17条中「各研究科において、」を削る。

第18条中「毎年4月」を「学年の始め」に改める。

第19条第1項中「修士課程」を「博士前期課程」に改め、同条第2項中「博士課程」を「博士後期課程」に改める。

第41条を削る。

第40条中「規則」を「学則」に、「本学」を「大学」に改め、同条を第43条とする。

第37条から第39条までを3条ずつ繰り下げる。

第36条第2項中「学生」の次に「又は大学間相互単位互換協定に基づく特別聽講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成8年11月1日文部省高等教育局長裁定）により文部省の承認を得た協定に基づく学生」を加え、同条を第39条とする。

第32条第1項、第33条第1項、第34条、第35条中「研究科委員会」を「研究科会議」に改め、第32条から第35条までを3条ずつ繰り下げる。

第30条及び第31条までを3条ずつ繰り下げる。

第29条中「修士課程」を「博士前期課程」に、「博士課程」を「博士後期課程」に改め、同条を第32条とする。

第28条第1項中「当該研究科長を経て」を削り、同条を第31条とする。

第26条及び第27条までを3条ずつ繰り下げる。

第25条第1項中「修士課程」を「博士前期課程」に、「博士課程」を「博士後期課程」に改め、同条第2項中「第29条」を「第32条」に改め、同条を第25条とする。

第23条及び第24条までを3条ずつ繰り下げる。

第22条第2項中「第31条」を「第34条」に改め、同条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。)

（進学の許可）

第25条 進学希望者については、選考の上、研究科会議の議を経て進学を許可する。

第21条第1項中「出身大学長の提出する調査書の成績等を総合して」を削り、同条第2項中「考查」を「選考」に改め、同条を第24条とする。

第20条中「出身の大学又は大学院を経由し」を「指定の期日までに」に改め、同条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。)

（進学の出願）

第22条 進学志願者は、所定の書類を指定の期日までに提出するものとする。

第19条の次に次の1条を加える。

（進学）

第20条 博士後期課程に進学することのできる者は、本学大学院の博士前期課程を修了した者とする。

附則第2項中「第39条第1項」を「第42条第1項」に改める。

別表第1（第6条関係）を次のように改める。

別表第1（第6条関係）)

専攻		入学定員	収容定員
博士前期課程	言語文化専攻	32人	64人
	人文学専攻	28人	56人
	発達社会科学専攻	43人	86人
	ライフサイエンス専攻	45人	90人
	物質科学専攻	23人	46人
	数理・情報科学専攻	25人	50人

	計	196人	392人
博士後期課程	比較文化学専攻	19人	57人
	人間発達学専攻	13人	39人
	人間環境学専攻	9人	27人
	複合領域科学専攻	13人	39人
	計	54人	162人
	合 計	250人	554人

別表第3（第9条の3関係）から別表第5（第9条の3関係）までを削り、第2表（第9条の3関係）を次表のように改める。

別表2（第9条の3関係）

大学院人間文化研究科

博士前期課程

言語文化専攻

授業科目	単位数	
古代日本語学特論	2	英語コミュニケーション演習
古代日本語学演習	4	英語学特論（語用論）
近代日本語学特論	4	英語学演習（機能論・意味論）
近代日本語学演習	4	英語学特論（機能論・意味論）
日本上代文学特論	4	英語圏言語文化特論
日本上代文学演習	4	米文学演習（作品研究）
日本中古文学特論	4	英文学特論（作品研究）
日本中古文学演習	4	英文学演習（作家・批評研究）
日本中世文学特論	4	英文学特論（作家・批評研究）
日本中世文学演習	4	米文学特論（作品研究）
日本近世文学特論	4	米文学特論（作家・批評研究）
日本近世文学演習	4	日本語学特論
日本近代文学特論	4	日本語学演習
日本近代文学演習	4	日本言語文化学演習
日本現代文学特論	2	日本言語文化学特論
日本現代文学演習	4	比較文化学特論
東アジア比較言語文化論	2	日本語教育学特論
東洋比較言語文化論演習	4	日本語指導法演習
現代中国語圏文学特論	4	言語分析学特論
現代中国語圏文学演習	4	言語分析学演習
中国古典語学特論	2	日本語教育方法論
中国古典語学演習	4	日本語教育方法論
現代中国文法学特論	4	日本語教育方法論
現代中国文法学演習	4	日本語音声表現特論
近代仏文学特論	4	日本語音声表現演習
現代仏文学特論	4	日本語音声教育方法論
近代仏文学特別演習	4	比較言語教育学特論
現代仏文学特別演習	4	比較言語教育学演習
仏語言語文化論	2	日本語教育実習
仏語言語表現論	2	日本文化特論
独文学特論	4	日本文化演習
近代独文学演習	4	対照言語学特論
英語コミュニケーション特論	2	対照言語学演習
		特別研究

人文学専攻

授業科目	単位数	
東洋美術史特論	4	
東洋美術史演習	4	
歴史・地理特別演習	4	
日本服飾文化論	4	
日本服飾文化論演習	2	

発達社会科学専攻 [発達人間科学系]

認知システム論演習	2	メンタルヘルス論演習	4
発達情報管理論	4	メンタルヘルス論演習	4
発達情報管理論演習	4	心理臨床論	2
心理社会行動論	4	心理臨床論演習	2
心理社会行動論演習	4	障害臨床学特論	4
人格形成論	2	障害臨床学特論演習	2
人格形成論演習	4	発達社会科学研究	2
心理発達論	4	特 別 研 究	8

発達社会科学専攻〔生活・開発科学系〕

授業科目	単位数	地域経済論習	2
家族関係論	2	地域経済論習	2
家庭科教育学特論	2	地理情報論習	2
家族関係学演習	2	地理情報論習	2
消費者問題論	2	ジェンダー関係論習	2
消費者問題演習	2	ジェンダー文化論習	2
長寿社会論	2	ジェンダー文化論習	2
長寿社会論演習	2	女性政策論	2
生活法社会論	2	開発地域文化論	2
生活法社会論演習	2	開発地域文化論演習	2
生活政治論	2	フェミニスト経済学	2
生活政治論演習	2	開発経済学	2
生活経済論	2	フェミニスト経済学演習	2
生活経済論習	2	開発政策論	2
生活政策学特論	2	開発政策論演習	2
生活情報論	2	比較ジェンダー開発論	2
自然環境論	2	比較ジェンダー開発論演習	2
自然環境論演習	2	開発・ジェンダー論特論	2
環境認識論	2	国際社会ジェンダー論	2
環境認識論演習	2	開発メディア論	2
環境文化論	2	特 別 研 究	8
環境文化論演習	2		

ライフサイエンス専攻〔生活科学系〕

授業科目	単位数	衣生活環境学特論	2
嗜好成分化学特論	2	環境生理学特論	2
嗜好成分化学特論演習	2	人間居住環境学特論	2
食嗜好評価学特論	2	生活空間設計論	2
食嗜好評価学特論演習	2	人間生活物理学特論	2
調理科学特論	2	感覚工学特論	2
調理科学特論演習	2	人間工学特論	2
食品保存科学特論	2	人間生活工学演習	2
食品保存科学演習	2	生活材料化学特論	2
食資源学特論	2	生活高分子材料学特論	2
		生活材料物性特論	2

食資源学特論演習	2	機能材料特論	2
食品分析学	2	生活環境特論	2
食品機能化学特論	2	応用界面科学特論	2
資源微生物学特論	2	衣住環境評価学特論	2
資源微生物学特論演習	2	環境心理学特論	2
食品バイオテクノロジー	2	環境生活工学演習	2
栄養生化學特論	2	生理工学特論	2
代謝制御学特論	2	生物行動学特論	2
生体防御学特論	2	人比較進化学特論	2
生体防御学演習	2	健體化医学特論	2
生体機能論	2	生体制造学特論	2
生化学生化学特論	2	生物體構造学特論	2
食品生化学生化学演習	2	生物人間科学演習	2
食品生化学生化学	2	ライフサイエンス論	2
臨床栄養学特論	2	特 別 研 究	10

ライフサイエンス専攻〔生命科学系〕

授業科目	単位数	細胞運動特論	2
糖鎖分子生物学	2	細胞運動特論演習	2
生物化学特論	2	植物系統進化学	2
生物化学特論演習	2	植物發生学生演習	2
分子生物化学特論	2	分子子發生生物學	2
糖質	2	分子發生生物學	2
糖質科學演習	2	分子發生生物學	2
植物分子生物学	2	宇宙生物科學特論	2
代謝生化學特論	2	細胞生理學特論演習	2
代謝生化學特論演習	2	形質發現植物生理學	2
分子細胞生物學特論	2	植物環境應答學	2
細胞生物學特論	2	植物相關生理解學	2
細胞生物學特論演習	2	植物代謝生理解學	2
細胞情報特論	2	植物代謝生理解學	2
細胞生化學特論	2	海洋生物學特論	2
分子遺傳學特論	2	形態發現特論	2
オルガネラ遺傳學	2	形態發現特論演習	2
生物物理化學	2	顯微計測學特論	2
生體膜代謝論	2	免疫學特論	2
分子進化學	2	生命科學演習	4
分子團遺傳學	2	ライフサイエンス論	2
集団遺傳學演習	2	特 別 研 究	10
動物生理學特論	2		

物質科学専攻

授業科目	単位数	理論化学特論演習	2

磁性体特論	習論	化分析	学分析	2
磁性体特論	演習	化分析	習論	2
観測の時空尺度	特論	化分析	論習	2
化学物理学	特論	化分析	學論	2
固体物理学	特論	化分析	習論	2
固体物理学	特論	化分析	演論	2
非平衡物理	特論	化分析	論演	2
非平衡物理	特論	化分析	論演	2
相転移	特論	化分析	學論	2
非線形	化	化分析	習學	2
複雑系	分析	化	學習	2
複雑系	分析	化	學習	2
溶波	化	化	習學	2
溶液	化	化	學習	2
凝縮	系	分光	學習	2
運動	現象	特論	論學	2
散逸系のダイナミクス				2
分子集合体	物性論	演習	論習	2
分子集合体	物性論	演習	論習	2
反応計算	化	特論	論習	2
計算	化	特論	論習	2
無錯機体	化	特論	論習	2
錯體構造	化	演習	學習	2
天然物	有機化	化	學習	2
有機反応	化	化	學習	2
蛋白質構造	化	結晶特論	論習	2
構造化	化	特論	論習	2
分子凝集	機構	構	論習	2
物性物理	化	化	論習	2
物性物理	化	特論	論習	2
量子力学	特論			2
理論	化	特論		2
			別研	14

数理・情報科学専攻

授業科目	単位数	情報構造	特論	論習	2
数値解析特論	2	構造	特論	論習	2
計算物理学特論	2	構造	特論	論習	2
計算物理学特論	2	處理	特論	論習	2
シミュレーション科学特論	2	情報	特論	論習	2
数値流体力学特論	2	理学	特論	論習	2
数値流体力学特論	2	系	特論	論習	2
		離散	力学	論習	2
		幾何	造形	論習	2
		微分	幾何	論習	2
		幾何	学	論習	2

計算機言語特論	2	微分幾何学特論	2		
生体情報特論	2	解析特論	2		
生体情報特論演習	2	特論	2		
データベースシステム特論	2	演習	2		
情報検索特論	2	論	2		
ビジュアルコンピューティング特論	2	習	2		
ビジュアルコンピューティング特論演習	2	論	2		
人間機械系特論	2	論	2		
コンピューターキテクチャ特論	2	習	2		
科学情報システム特論	2	論	2		
科学情報システム特論演習	2	習	2		
データベースマシン特論	2	論	2		
計算理論特論	2	習	2		
非数值処理特論	2	論	2		
非数值処理特論演習	2	習	2		
人工知能特論	2	論	2		
CADシステム特論	2	習	2		
環境数理科学特論	2	論	2		
数理科学特論	2	習	2		
確率解釈特論	2	論	2		
確率過程特論	2	習	2		
確率過程特論	2	論	2		
応用解析特論	2	習	2		
応用数学特論	2	論	2		
離散数学特論	2	習	2		
応用微分方程式特論	2	論	2		
応用微分方程式特論演習	2	習	2		
情報解析学特論	2	論	2		
		別	別	研	究
					12

博士後期課程
比較文化学専攻

講座名	授業科目	単位数					
文化構造論	構造分析	4	術論	比較	造形論	形論	4
	構造分析演習	4		比較	造形論	形論	4
	東洋文化論	4		西洋	造形論	形論	4
	東洋文化論演習	4		西洋	民族論	音楽論	4
	西洋文化論	4		比較	民族論	音楽論	4
	西洋文化論演習	4		西洋	芸術論	芸術論	4
	比較文化化論	4		西洋	芸術論	芸術論	4
	比較文化論演習	4		東洋	社会論	社会論	4
	文化類型論	4		東洋	社会論	社会論	4
	文化類型論演習	4		西洋	社会論	社会論	4
	文化変動論	4		東洋	社会論	社会論	4
			比較	東洋	社会論	社会論	4
				西洋	社会論	社会論	4

	文化変動論	習論	4		論習論	論習史	論習論	論習論	論	4
	文化基礎論	演習	4		社会論	生態論	地域論	演論	演論	4
	文化基礎	論	4		比較社	生地	較域	域論	論發達	4
	文化				地域	較地	較地	論發	達史	4
					比社	會構	構造	社會	論本	4
					比地	日本	日本	日本	日本	4
日	日本	本	論	4	科	科	科	史	史	4
本	日本	文	學	4	學	學	學	習論	習論	4
文	古	文	學	4	文	數	數	習論	習論	4
化	古	代	文	學	化	理	理	習論	習論	4
論	中	世	文	學	想	情	情	論	論	4
	中	世	文	學	演	造	造	演	演	4
	近	代	文	學	思	理	理	理	理	4
	近	代	文	學	演	數	數	識	論	4
	日	本	文	學	論	構	構	論	論	4
	日	本	文	化	源	言	言	識	論	4
	日	本	文	化	論	構	構	論	論	4
	日	本	文	化	發	造	造	論	論	4
	日	本	語	教	達	語	語	論	論	4
	日本	語	教	育	論	構	構	論	論	4
	日本	語	教	育	習	情	情	論	論	4
言	比較語彙論	論	4		文化	環境	環境	論	論	4
語	比較語彙論	習論	4		化	環境	環境	學	學	4
文	表現構造論	造論	4		論	國際	國際	本	本	4
化	表現構造論	演論	4			日本	日本	學	學	4
論	言語構造論	論	4			語	語	方法	方法	4
	言語構造論	習論	4			日本	日本	論	論	4
	日米比較言語文化論	論	4			語	語	論	論	4
	日米比較言語文化論	演習	4			教育	方法	論	論	4
	日英比較言語文化論	論	4			日本	日本	論	論	4
	日英比較言語文化論	演習	4			語	語	論	論	4
	日独比較言語文化論	論	4			生活	生活	論	論	4
	日独比較言語文化論	演習	4			論	論	論	論	4
	日仏比較言語文化論	論	4			論	論	論	論	4
	日仏比較言語文化論	演習	4			論	論	論	論	4
	対照言語論	論	4			論	論	論	論	4
	対照言語論	習論	4			論	論	論	論	4
	文学交流論	論	4			論	論	論	論	4
	文学交流論	習論	4			論	論	論	論	4
	比較文學論	論	4			論	論	論	論	4
	比較文學論	演習	4			論	論	論	論	4
比	比較美術論	論	4		交	文化交流	文化交流	論	論	4
較	比較美術論	習論	4		流	發論	發論	論	論	4
	比較舞蹈論	論	4			論	論	論	論	4
	比較舞蹈論	演論	4			論	論	論	論	4
	比較音樂論	論	4			論	論	論	論	4
	比較音樂論	演論	4			論	論	論	論	4

芸	東洋藝術論	4	論	異文化教育論	4
	東洋藝術論演習	4		異文化教育論演習	4

人間発達学専攻

講座名	授業科目	単位数	発達環境論	女性学	
発達基礎論	人間学基礎	4	学	シエンダ-	形成論
	人間基礎	4	校	シエンダ-	形成論
	発達比較	4	達	シエンダ-	演習論
	発達比較	4	環境	シエンダ-	演習論
	発達比較	4	制度	シエンダ-	演習論
	発達比較	4	内 容	シエンダ-	演習論
	発達比較	4	學 習	シエンダ-	演習論
	発達比較	4	成 索	シエンダ-	演習論
	発達比較	4	家 集	シエンダ-	演習論
	発達比較	4	基 础	シエンダ-	演習論
発達過程論	身体発達	4	論	形 動	4
	身体発達	4		性 表	4
	人間関係	4		性 現	4
	人間関係	4		動 態	4
	発達方法	4		態 演	4
	発達方法	4		動 演	4
	初期発達	4		現 演	4
	初期発達	4		活動	4
	初期発達	4		活動	4
	初期発達	4		政策	4

人間環境学専攻

講座名	授業科目	単位数	境 論	
人間	人間生態	4	環 境	化
	人間生態	4	境 境	論
	人生理環境	4	淨 化	演
	人生理環境	4	制 御	論
	生命構造	4	御 演	習
	生命構造	4	材 素	論
	共生現象	4	造 形	演
	共生現象	4	活 活	論
			造 生	境
			活 生	

生 態 論	共生現象論演習	4	環 境 基 礎 論	衣生活環境論演習	4
	地域環境論演習	4		環境分析論演習	4
	環境境域論演習	4		環境境域分析論演習	4
	環境境域指標論演習	4		環境境域運動論演習	4
	環境境域指標論演習	4		環境境域變動論演習	4
	大気汚染論演習	4		環境境域制御論演習	4
	大気汚染論演習	4		環境境域構造論演習	4
	数理生態論演習	4		環境境域環境論演習	4
	数理生態論演習	4		生生態環境論演習	4
	二ユ一口素子論演習	4		生數理自然論演習	4
	二ユ一口素子論演習	4		生數理自然論演習	4

複合領域科学専攻

社会情報科学	授業科目	単位数	学	高エネルギー物理演習	4
	社会情報論	4		宇宙天体物理学	4
	社会情報論演習	4		宇宙天体物理学演習	4
	環境情報論	4		極端条件科学	4
	環境情報論演習	4		極端条件科学演習	4
	地理情報論	4		メソスコピック科学	4
	地理情報論演習	4		メソスコピック科学演習	4
	言語情報論	4		理論分子科学	4
	言語情報論演習	4		理論分子科学演習	4
数理自然情報科学	数理多様体構造論	4	計 算 科 学	分子集合体科学	4
	数理多様体構造論演習	4		分子集合体科学演習	4
	数理解析論	4		計算科学	4
	数理解析論演習	4		計算科学演習	4
	力学系理論	4		機能性分子化學	4
	力学系理論演習	4		機能性分子化學演習	4
	非可換解析論	4		分子反応設計	4
	非可換解析論演習	4		分子反応設計演習	4
複雜系	複雜系の秩序形成	4	複 雜 系	複雜系の秩序形成	4
	複雜系の秩序形成演習	4		非線形ダイナミクス	4
	非線形ダイナミクス	4		非線形ダイナミクス演習	4
	非平衡複雜系	4		非平衡複雜系	4

	画 像 情 報 論	4	科 学	非 平 衡 複 雜 系 演 習	4
	画 像 情 報 論 演 習	4		構 造 分 子 科 学	4
	非 線 形 現 象 解 析	4		構 造 分 子 科 学 演 習	4
	非 線 形 現 象 解 析 演 習	4		ミ ク ロ 複 雜 系	4
物 質 科	統 計 物 理 学	4		ミ ク ロ 複 雜 系 演 習	4
	統 計 物 理 学 演 習	4		生 体 複 雜 機 能	4
	凝 縮 系 科 学	4		生 体 複 雜 機 能 演 習	4
	凝 縮 系 科 学 演 習	4		動 的 溶 液 科 学	4
	高 工 ネ ル ギ 一 物 理	4		動 的 溶 液 科 学 演 習	4

別表第6（第12条関係）を次表のように改め、同表を別表第3（第12条関係）とする。

別表第3（第12条関係）

課程	専攻	免許状の種類
博士前期課程	言語文化専攻 日本言語文化学・日本語教育コース	国語
	アジア言語文化学コース	中国語
	英語圏言語文化学コース	英語
	仏語圏言語文化学コース	フランス語
	人文学専攻 歴史文化学コース	中学校教諭専修免許状
		地理歴史
	思想文化学コース	中学校教諭専修免許状
		公民
	舞踊・表現行動学コース	中学校教諭専修免許状
		保健体育
	音楽表現学コース	中学校教諭専修免許状
		音楽
	服飾文化学コース	中学校教諭専修免許状
		家庭
	発達社会科学専攻 教育コース	中学校教諭専修免許状
		地理歴史
		公民
	小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状	
	社会コース	中学校教諭専修免許状
		地理歴史
	家庭コース	中学校教諭専修免許状
	ライフサイエンス専攻 生活科学コース	中学校教諭専修免許状
	生命科学コース	中学校教諭専修免許状
	物質科学専攻	中学校教諭専修免許状
	数理・情報科学専攻	中学校教諭専修免許状

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正前の大学院人文科学研究科、大学院理学研究科及び大学院家政学研究科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該研究科に在学する学生が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第6条別表第1に規定する収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成9年度から平成10年度までは、次表のとおりとする。

課程・専攻		平成9年度	平成10年度
		収容定員	収容定員
博士前期課程	言語文化専攻	32人	64人
	人文学専攻	28人	56人
	発達社会科学専攻	43人	86人
	ライフサイエンス専攻	45人	90人
	物質科学専攻	23人	46人
	数理・情報科学専攻	25人	50人
計		196人	392人
博士後期課程	比較文化学専攻	57人	57人
	人間発達学専攻	39人	39人
	人間環境学専攻	27人	27人
	複合領域科学専攻	13人	26人
計		136人	149人
合計		332人	541人

○平成9年お茶の水女子大学規則第10号
お茶の水女子大学学位規則を次のように定める。
平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学学位規則の一部を改正する規則

お茶の水女子大学学位規則（昭和38年4月24日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表を次のように改める。

学部又は研究科	学位	専攻分野の名称
文教育学部	学士	人文学
理学部		理学
生活科学部		生活科学
大人 学間 院文化 研究 科	博士前期課程	専攻分野に応じ学術、 人文科学、理学、社会科学又は生活科学
	博士後期課程	専攻分野に応じ学術、 人文科学、理学、社会科学又は生活科学

第3条中「修士課程」を「博士前期課程」に改める。

第5条中「研究科委員会」を「研究科会議」に改める。

第6条第1項中「研究科委員会」を「研究科会議」に改め、同条第2項中「当該研究科の」を削り、同条第3項中「当該研究科委員会」を「研究科会議」に改め「当該研究科の専任講師若しくは客員教授又は当該研究科以外の」を「専任講師若しくは客員教授又は」に改め、同条第5項中「各研究科委員会」を「研究科会議」に改める。

第8条第2項中「研究科委員会委員長」を「大学院人間文化研究科長（以下「研究科長」という。）」に改める。

第9条の見出しを「（研究科会議の審議）」に改め、同条第1項中「研究科委員会」を「研究科会議」に改める。

第10条の見出しを「（研究科長の報告）」に改め、同条中「研究科委員会」を「研究科会議」に、「当該研究科委員会委員長」を「研究科長」に改める。

第12条を削る。

第13条第1項中「その名誉を汚す行為をしたとき又は」を削り、「当該研究科委員会」を「研究科会議」に改め、同条第2項中「研究科委員会」を「研究科会議」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「博士課程」を「博士後期課程」に改め、同条を第13条とする。

第15条を第14条とする。

第16条第2項中「当該研究科」を「博士後期課程」に、「当該研究科」を「博

士後期課程」に改め、同条第3項を第4項とし、第2項の次に次の1号を加え、同条を第15条とする。

3 第1項に規定する審査委員には、研究科会議が必要があると認めるときは、博士後期課程の講師若しくは客員教授又は博士後期課程以外の学内の教授、助教授若しくは専任講師を加えることができる。

第17条を第16条とする。

第18条第1項中「第14条第3項」を「第13条第3項」に改め、同条を第17条とする。

第19条第1項第1号中「博士課程」を「博士後期課程」に改め、同項第2号中「第14条第2項」を「第13条第2項」に改め、同条を第18条とする。

第20条第1項中「第14条第2項」を「第13条第2項」に改め、同条第2項中「第18条」を「第17条」に改め、同条を第19条とする。

第21条から第23条までを1条ずつ繰り上げる。

第24条を次のように改め、同条を第23条とする。

(規定の準用)

第23条 博士の学位に係る学位論文の提出、審査の付託、審査委員会、学位論文の審査の協力、学位論文の審査及び試験等、研究科会議の審議、研究科長の報告、学位記の様式並びに学位授与の取消等について、第4条、第5条、第6条第5項、第7条、第8条第1項、第9条、第10条、第11条並びに第13条の規定を準用する。この場合において、第4条第2項中「1編」とあるのは「正副各1編」と、第11条中「別記第2号様式」とあるのは「別記第3号様式又は第4号様式」と読み替えるものとする。

別表第2号様式中「〇〇〇研究科」を「人間文化研究科」に、「修士課程」を「博士前期課程」に改める。

別表第3号様式中「博士課程」を「博士後期課程」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日に現に大学院人文科学研究科、大学院理学研究科、大学院家政学研究科及び大学院人間文化研究科に在籍する者については、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。

○平成9年お茶の水女子大学規則第11号
お茶の水女子大学評議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学評議会規則の一部を改正する規則

お茶の水女子大学評議会規則（昭和27年9月18日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「3名」を「3人」に改め、同項に次の1号を加える。

七 大学院人間文化研究科会議から選挙された教授2人

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第12号

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科会議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科会議規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科会議規程（昭和51年6月1日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「大学院規則第48条第2項」を「大学院学則第7条第2項」に改める。

第8条第1項中第1号から第7号までを次のとおり改める。

一 研究科長の選考に関する事項

二 評議員の選考に関する事項

三 代議員会の審議事項、代議員の選考方法及び任期等に関する事項

四 学位の授与及び取消に関する事項

五 学生の懲戒に関する事項

六 研究科に関する規則等の制定及び改廃に関する事項

七 教育公務員特例法（昭和21年法律第1号）の規定により、権限に属せしめたる事項

第10条及び第11条を3条ずつ繰り下げ、第9条を次のとおり改め、同条を第11条とする。

（運営委員会）

第11条 本会議に博士前期課程運営委員会及び博士後期課程運営委員会を置く。

2 博士前期課程運営委員会は博士前期課程の管理運営に関する事項を審議する。

3 博士後期課程運営委員会は博士後期課程の管理運営に関する事項を審議する。

4 その他博士前期課程運営委員会及び博士後期課程運営委員会に関する事項は、別に定める。

第8条の次に次の2条を加える。

（代議員会）

第9条 本会議に代議員会を置く。

2 代議員会は本会議から委任された事項を審議する。

3 その他代議員会に関する事項は、別に定める。

（専任教官会議）

第10条 本会議に専任教官会議を置く。

2 専任教官会議は、代議員会において調整を要する事項及び専任教官に固有の事項を審議する。

3 その他専任教官会議に関する事項は、別に定める。

第11条の次に次の1条を加える。

（専攻会議）

第12条 本会議に専攻会議を置く。

2 専攻会議は専攻に関する重要事項を審議する。

3 その他専攻会議に関する事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第13号

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科代議員会規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科代議員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学大学院人間文化研究科会議規程第9条第2項の規定に基づき、お茶の水女子大学大学院人間文化研究科代議員会（以下「代議員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 代議員会は、研究科会議から委任された次の事項を審議する。

- 一 評議員の選考に関する事項
- 二 教官の採用及び昇任に関する事項
- 三 各種委員会委員の選出に関する事項
- 四 大学院に関する規則等の制定及び改廃に関する事項
- 五 学生の入学、進学、留学、休学及び課程の修了等修学に関する事項
- 六 学位の授与に関する事項
- 七 学生の教育研究計画及び教育課程に関する事項
- 八 学生の厚生補導に関する事項
- 九 その他研究科の教育研究及び運営に関する事項

(組織)

第3条 代議員会は、次の各号に掲げる代議員をもつて組織する。

- 一 研究科長
- 二 評議員
- 三 前期課程及び後期課程の各専攻長（系を有する専攻にあつては当該専攻の専攻長及び副専攻長）
- 四 前期課程及び後期課程の各専攻から選出された教授各1名（系を有する専攻にあつては当該専攻の教授各2名）

(任期)

第4条 前条第4号の代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の代議員が欠員となつた場合の補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 代議員会に議長を置き、研究科長をもつて充てる。

2 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。
(定足数)

第6条 会議の成立には、代議員会構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 海外出張中、休職中及び長期病気休暇中の者は、前項の構成員に算入しない。
(議事の決定)

第7条 議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代議員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めたときは、代議員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務)

第9条 代議員会の事務は庶務課において処理する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第14号

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科専任教官会議規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科専任教官会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学大学院人間文化研究科研究科会議規程第10条の規定に基づき、お茶の水女子大学大学院人間文化研究科専任教官会議（以下「専任教官会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 専任教官会議は、代議員会において調整を要する事項及び専任教官に固有の事項を審議する。

(組織)

第3条 専任教官会議は、次の各号に掲げる者をもつて組織する。

一 研究科長

二 大学院人間文化研究科専任の教授、助教授及び講師

(議長)

第4条 専任教官会議に議長を置き、研究科長をもつて充てる。

2 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(定足数)

第5条 会議の成立には、専任教官会議構成員の2分の1以上の出席を必要とする。

2 海外出張中、休職中及び長期病気休暇中の者は、前項の構成員に算入しない。

(議事の決定)

第6条 議事は、出席者の過半数をもつて決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、第3条第2号に掲げる者以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務)

第8条 専任教官会議の事務は庶務課において処理する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第15号

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程運営委員会規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学大学院人間文化研究科会議規程第11条第4項の規定に基づき、博士後期課程運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、研究科会議の基本方針に基づき、次の事項を審議する。

- 一 博士後期課程の総括及び連絡調整に関する事項
- 二 博士後期課程の将来計画に関する事項
- 三 博士後期課程の教育研究計画及び教育課程に係る連絡調整に関する事項
- 四 博士後期課程の修学指導に関する事項
- 五 その他博士後期課程における共通の事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 研究科長
- 二 博士後期課程の各専攻長
- 三 博士後期課程から代議員会委員に選出された教授
- 四 博士後期課程の各講座代表の教授各1人

(任期)

第4条 前条第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員になった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、研究科長をもつて充てる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(定足数)

第6条 会議の成立には、委員会構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 海外出張中、休職中及び長期病気休暇中の者は、前項の構成員に算入しない。

(議事の決定)

第7条 議事は、出席者の過半数をもつて決する。ただし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は庶務課において処理する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第16号

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士前期課程運営委員会規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士前期課程運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学大学院人間文化研究科会議規程第11条第4項の規定に基づき、博士前期課程運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、研究科会議の基本方針に基づき、次の事項を審議する。

- 一 博士前期課程の総括及び連絡調整に関する事項
- 二 博士前期課程の将来計画に関する事項
- 三 博士前期課程の教育研究計画及び教育課程に係る連絡調整に関する事項
- 四 博士前期課程の学生の修学指導に関する事項
- 五 その他博士前期課程における共通の事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 研究科長
- 二 博士前期課程の各専攻長（系を有する専攻にあつては当該専攻の専攻長及び副専攻長）
- 三 博士前期課程の各専攻から選出された教授各2人（系を有する専攻にあっては当該専攻の教授各4人）

(任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員になつた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、研究科長をもつて充てる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(定足数)

第6条 会議の成立には、委員会構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 海外出張中、休職中及び長期病気休暇中の者は、前項の構成員に算入しない。

(議事の決定)

第7条 議事は、出席者の過半数をもつて決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は庶務課において処理する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第17号

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科専攻会議規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科専攻会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学大学院人間文化研究科会議規程第12条第3項の規定に基づき、お茶の水女子大学大学院人間文化研究科の各専攻に設置する専攻会議に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 専攻会議は、次の事項を審議する。

- 一 専攻内における教官の採用及び昇任に関する事項
- 二 専攻内における専攻選出の各種委員会委員に関する事項
- 三 専攻内における学生の入学、進学、留学、休学及び課程の修了等修学に関する事項
- 四 専攻内における学位の授与に関する事項
- 五 専攻内における学生の教育研究計画及び教育課程に関する事項
- 六 専攻内における学生の厚生補導に関する事項
- 七 その他専攻内における教育研究及び運営に関する事項

(組織)

第3条 各専攻会議は、当該専攻に所属する教授、助教授及び講師をもつて組織する。

(議長)

第4条 各専攻会議に議長を置き、専攻長をもつて充てる。

2 専攻長に事故あるときは、専攻長があらかじめ指名する者（系を有する専攻にあつては副専攻長）がその職務を代行する。

(定足数)

第5条 会議の成立には、専攻会議構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 海外出張中、休職中及び長期病気休暇中の者は、前項の構成員に算入しない。

(議事の決定)

第6条 議事は、出席者の過半数をもつて決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、第3条に規定する者以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第18号

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科運営委員会規程を廃止する規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科運営委員会規程を廃止する規程

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科運営委員会規程（昭和51年6月23日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第19号

お茶の水女子大学学長候補者選考規程実施細則の一部を改正する細則を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学学長候補者選考規程実施細則の一部を改正する細則

お茶の水女子大学学長候補者選考規程実施細則（昭和47年11月8日制定）の一部を次のように改正する。

第2条中「各学部教授会構成員の中から選出された者各2名」を「次の各号に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 各学部教授会構成員の中から選出された者各2人
- 二 大学院人間文化研究科専任教官（助手を除く。）から選出された者1人

附 則

この細則は、平成9年4月1日から実施する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第20号

お茶の水女子大学学生部長候補者選考規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学学生部長候補者選考規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学学生部長候補者選考規程（昭和54年10月24日制定）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「1人」の次に「及び大学院人間文化研究科会議構成員1人」を加える。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第21号

お茶の水女子大学附属図書館長候補者選考規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学附属図書館長候補者選考規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学附属図書館長候補者選考規程（昭和28年10月14日制定）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「及び図書館事務長」を「、大学院人間文化研究科教授1人及び附属図書館事務長」に改める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第22号

お茶の水女子大学附属学校部長選考規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学附属学校部長選考規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学附属学校部長選考規程（昭和55年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第4号を第5号とし、第5号を第6号とし、第3号の次に次の1号を加える。

四 大学院人間文化研究科から選出された教授1人

同条第2項中「第3号」の次に「及び第4号」を加える。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第23号

お茶の水女子大学自己点検・評価検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学自己点検・評価検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

お茶の水女子大学自己点検・評価検討委員会設置要綱（平成4年4月22日制定）の一部を次のように改正する。

第3項第3号の三中「1名」を「1人」に、同号の四中「1名」を「2人」に改める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第24号

お茶の水女子大学将来構想検討委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学将来構想検討委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学将来構想検討委員会規程（昭和63年4月27日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「2名」を「2人」に、同項第2号中「1名」を「2人」に、同項第3号中「1名」を「1人」に改める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。)

○平成9年お茶の水女子大学規則第25号

お茶の水女子大学国際交流委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学国際交流委員会規程の一部を改正する規程)

お茶の水女子大学国際交流委員会規程（平成5年1月27日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「1人」を「2人」に改正する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第26号
お茶の水女子大学予算委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学予算委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学予算委員会規程（昭和34年12月23日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「1人」を「2人」に改正する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第27号
お茶の水女子大学施設計画委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学施設計画委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学施設計画委員会規程（昭和41年2月9日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「1人」を「2人」に改正する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第28号

お茶の水女子大学発明委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学発明委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学発明委員会規程（昭和55年3月19日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の号を加える。

四 大学院人間文化研究科から選出された教授又は助教授1人

同条第2項中「及び第3号」を「、第3号及び第4号」に改める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第29号

お茶の水女子大学購入物品の機種選定に関する取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学購入物品の機種選定に関する取扱要項の一部を改正する要項

お茶の水女子大学購入物品の機種選定に関する取扱要項（昭和59年11月26日制定）の一部を次のように改正する。

第5項第1号中「2人」を「2人及び大学院人間文化研究科から選出された1人」に改める。

附 則

この要項は、平成9年4月1日から実施する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第30号

お茶の水女子大学廃水管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学廃水管理規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学廃水管理規程（平成元年7月12日制定）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「名」を「人」に改め、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

四 大学院人間文化研究科から選出された教官 1人

同条第2項中「第5号」を「第6号」に改める。

第5条第1項中「第5号」を「第6号」に改める。

第6条第1項中「第4号」を「第5号」に改める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第31号

お茶の水女子大学附属図書館運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学附属図書館運営委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学附属図書館運営委員会規程（昭和29年2月3日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を次のように改める。

三 大学院人間文化研究科から選出された教官 2人

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第32号

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター運営委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター運営委員会規程（平成8年4月24日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「1名」を「1人」に改め、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

七 大学院人間文化研究科から選出された教授1人

同条第2項中「第6号」の次に「及び第7号」を加える。

第4条第1項中「第6号」の次に「及び第7号」を加える。

第6条第3項中「第7号」を「第8号」に改める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第33号

お茶の水女子大学生活環境研究センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学生活環境研究センター運営委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学生活環境研究センター運営委員会規程（昭和55年4月23日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

六 大学院人間文化研究科から選出された教授1人

同条第2項中「及び第5号」を「、第5号及び第6号」に改める。

第4条第1項中「及び第5号」を「、第5号及び第6号」に改める。

第6条第3項中「第6号」を「第7号」に改める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第34号

お茶の水女子大学保健管理センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学保健管理センター運営委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学保健管理センター運営委員会規程（平成5年2月24日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

四 大学院人間文化研究科から選出された教官 1人

同条第2項中「及び第5号」を「、第5号及び第6号」に改める

第4条第1項中「及び第5号」を「、第5号及び第6号」に改める

第7条第3項中「第5号及び第7号」を「第6号及び第8号」に、同条第4項中「第5号及び第7号」を「第6号及び第8号」に改める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第35号

お茶の水女子大学教官選考規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学教官選考規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学教官選考規程（昭和28年2月11日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「各研究科」を「大学院人間文化研究科」に改める。

第2条中「研究科委員会」を「研究科会議」に改める。

第7条中「研究科の研究科委員会」を「大学院人間文化研究科の研究科会議」に、「「研究科委員会等」」を「「研究科会議等」」に、「当該研究科委員会等」を「当該研究科会議等」に改める。

第8条、第9条、第10条、第12条、第13条中「研究科委員会等」を「研究科会議等」に改める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第36号

お茶の水女子大学客員教授及び客員助教授の選考に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学客員教授及び客員助教授の選考に関する規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学客員教授及び客員助教授の選考に関する規程（平成元年4月26日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「大学院にあつては研究科会議又は研究科委員会」を「大学院人間文化研究科にあつては研究科会議」に改める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第37号

お茶の水女子大学受託研究員受入規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学受託研究員受入規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学受託研究員受入規程（平成元年6月28日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「大学院にあつては研究科会議又は研究科委員会」を「大学院人間文化研究科にあつては研究科会議」に改める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第38号

お茶の水女子大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程を
次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程（昭和35年10月1日制定）
の一部を次のように改正する。

第1条中「大学院規則」を「大学院学則」に改める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第39号

お茶の水女子大学大学院科目等履修生規程の一部を改正する規程を次のように
定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学大学院科目等履修生規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学大学院科目等履修生規程（平成6年11月24日制定）の一部を次
のように改正する。

第1条中「大学院規則第32条第2項」を「大学院学則第35条第2項」に改める。

第2条第1項中「修士課程」を「博士前期課程」に改め、同条第2項中「博士課
程」を「博士後期課程」に改める。

第5条中「研究科委員会又は」を削る。

第12条中「大学院規則」を「大学院学則」に改める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第40号

お茶の水女子大学大学院研究生規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学大学院研究生規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学大学院研究生規程（平成6年11月24日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「大学院規則第33条第2項」を「大学院学則第36条第2項」に改める。

第2条第1項中「修士課程」を「博士前期課程」に改め、同条第2項中「博士課程」を「博士後期課程」に改める。

第5条中「当該研究科委員会又は研究科会議（以下「研究科委員会等」という。）」を「研究科会議」に改める。

第7条中「研究科委員会等」を「研究科会議」に改める。

第12条中「大学院規則」を「大学院学則」に改める。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に研究生として在籍している者は、この規程により入学を許可された者とみなす。

○平成9年お茶の水女子大学規則第41号

お茶の水女子大学大学院外国人留学生規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学大学院外国人留学生規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学大学院外国人留学生規程（平成6年11月24日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「大学院規則第39条第2項」を「大学院学則第42条第2項」に改める。

第7条中「研究科委員会又は研究科会議（以下「研究科委員会等」という。）」を「研究科会議」に、「研究科委員会等」を「研究科会議」に改める。

第11条に見出しとして「（その他）」を付し、同条中「大学院規則」を「大学院学則」に改める。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に外国人留学生として在籍している者は、この規程により入学を許可された者とみなす。

○平成9年お茶の水女子大学規則第／号

お茶の水女子大学リサーチアシスタントに関する実施要項の一部を改正する要項を
次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学リサーチアシスタントに関する実施要項の一部を改正する要項

お茶の水女子大学リサーチアシスタントに関する実施要項（平成8年9月6日制定）
の一部を次のように改正する。

第1項中「博士課程」を「博士後期課程」に改める。

第3項中「博士課程」を「博士後期課程」に改める。

附 則

この要項は、平成9年4月1日から実施する。

○平成9年お茶の水女子大学規則第42号

お茶の水女子大学事務組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成9年3月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学事務組織規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学事務組織規程（平成2年3月28日制定）の一部を次のように改
正する。

第10条第2項第1号中「、研究科委員会」を削り、同項第6号中「、卒業及び
修了」を「及び卒業」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 大学院規則の一部を改正する規則（平成9年3月26日規則第9号）附則第2項
の規定により大学院人文科学研究科、大学院理学研究科及び大学院家政学研究科
が存続する間、学部の所掌事務は、第10条の規定にかかわらず、なお従前の例に
よる。

○平成9年お茶の水女子大学規則第／号

お茶の水女子大学事務組織細則の一部を改正する細則を次のように定める。

平成9年3月28日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学事務組織細則の一部を改正する細則

お茶の水女子大学事務組織細則（平成3年7月26日制定）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次の2係」を「学生係」に改め、「学生係」及び「就職保健係」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 学生係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の厚生補導に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 学生の表彰及び懲戒に関するここと。
- (3) 通学証明書及び学生旅客運賃割引証の発行に関するここと。
- (4) 学生委員会及び共用体育施設等運営委員会に関するここと。
- (5) 学生に対する広報に関するここと。
- (6) 所掌事務に係る調査統計その他諸報告に関するここと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、他の所掌事務に属しないものを処理すること。

同条第3項を削る。

第7条の2第1項中「二人」を「4人」に改め、同条第2項中第7号を第16号に改め、第6号の次に次の9号を加える。

- (7) 学生の課外活動に関するここと。
- (8) 学生団体に関するここと。
- (9) 学生会館及び課外活動施設の管理に関するここと。
- (10) 学生の宿舎の斡旋に関するここと。
- (11) 学生に対する職業指導及び就職斡旋に関するここと。
- (12) 学生のアルバイトの斡旋に関するここと。
- (13) 学生の健康診断の企画その他保健管理に関するここと。
- (14) 学生教育研究災害傷害保険に関するここと。
- (15) 保健管理センターに関するここと。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

○平成8年お茶の水女子大学規則第／号

お茶の水女子大学健康管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成8年4月24日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学健康管理規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学健康管理規程（昭和52年5月25日制定）の一部を次のように改正する。

第1条の前に次の章名を付する。

第1章 総則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規程は、お茶の水女子大学職員（以下「職員」という。）の保健及び安全保持に関し、文部省健康管理規程（昭和48年文部省訓令第23号）第4条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項中「家政学部（生活環境センターを含む。）」を「生活科学部」に、「附属図書館（女性文化研究センターを含む。）及び附属学校部（各附属学校を含む。）」を「附属図書館、生活環境研究センター、ジェンダー研究センター、附属小学校、附属中学校、附属高等学校及び附属幼稚園」に改める。

第8条及び第9条を削り、第6条及び第7条を2条ずつ繰り下げる。

第5条を第7条とし、同条に次の1項を加える。

2 健康管理医は、指導区分の決定又は変更その他次に掲げる事項を行う。

一 健康診断の実施についての指導

二 健康管理の記録の作成についての指導

三 健康教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置についての指導

四 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止措置についての指導

第4条を第6条とし、同条第1項中「規則10-4」を「人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）（以下「規則10-4」という。）」に、同条第3項中「（当該野外実験等を行う部局が2以上の場合は、」を「（当該共同野外実験等を行う部局が2以上の場合は、」に改める。

第3条第1項中「前条第1項」を「第2条第1項」に、「別表」を「別表1」に改め、同条を第5条とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

3 健康管理者は、上司の指揮監督の下に、職員の健康管理に関する事務の主任者として、次に掲げる事務を行うものとする。

一 職員の健康障害を防止するための措置に関すること

二 職員の健康の保持増進のための指導及び教育に関すること

三 職員の健康診断に関すること

- 四 職員の健康管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること
 - 五 前各号に掲げるもののほか、職員の安全管理に必要な事項に関すること
- 4 安全管理者は、上司の指揮監督の下に、職員の安全管理に関する事務の主任者として、次に掲げる事務を行うものとする。
- 一 職員の危険を防止するための措置に関すること
 - 二 職員の安全のための指導及び教育に関すること
 - 三 施設、設備等の検査及び整備に関すること
 - 四 職員の安全管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること
 - 五 前各号に掲げるもののほか、職員の安全管理に必要な事項に関すること
- 5 健康管理担当者は健康管理者の事務を、安全管理担当者は安全管理者の事務を、それぞれ補助するものとする。

第2条の次に次の章名を付し、次の2条を加える。

第2章 健康安全管理体制

(部局長の責務)

第3条 部局長は、法令及びこの規程の定めるところに従い、それぞれ所属の職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、学長、部局長及びその他の関係者が法令及びこの規程に基づいて講ずる健康の保持増進及び安全の確保のための措置に従わなければならない。

第11条を次のように改める。

(健康安全教育)

第11条 部局長は、職員を採用した場合、職員の従事する業務の内容を変更した場合等において、職員の健康の保持増進又は安全の確保のために必要があると認めるときは、当該職員に対して、健康又は安全に関する必要な教育を行わなければならない。

第24条〔最終条〕を第31条とし、第23条を第30条とし、第22条中「規則10-5第16条に該当する場合には」を「人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）（以下「規則10-5」という。）第21条に該当する場合には」に改め、同条を第29条とし、第19条から第21条までを7条ずつ繰下げ、第18条第2項中「、お茶の水女子大学守衛服務規程」を削り、同条を第25条とし、同条の前に次の章名及び次の1条を加える。

第4章 安全管理基準

(危険を防止するための措置)

第24条 部局長は、次に掲げる危険による職員の災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備等による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険
- 四 掘削、採石等の業務における作業方法から生ずる危険
- 五 職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に

係る危険

2 部局長は、職員の作業行動から生ずる災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定により部局長が講ずべき措置は、この規程に定めるものほか、規則10-4第28条の定めるところによる。

第17条を第23条とする。

第16条第2項中「(規則10-4第24条第2項に規定する就業禁止の措置を講じる場合を除く。)」を「(次項に定める場合を除く。)」に「別記様式第6号」を「別記様式第3号」に、「別記様式第7号」を「別記様式第4号」に改め、同条を第22条とし、第15条を第21条とし、同条を次のように改める。

(健康診断結果の通知)

第21条 学長は、一般定期健康診断、特別定期健康診断及び臨時の健康診断の結果を、別記様式第2号による「健康診断結果通知書」をもって職員に通知するものとする。

第14条を第20条とし、同条を次のように改める。

(健康診断票の様式)

第20条 採用時等の健康診断の健康診断書の様式、一般定期健康診断及び特別定期健康診断の健康診断票の様式は、それぞれ別に定める。

第13条を第19条とし、同条に次の1項を加える。

2 職員が定期の健康診断の実施時期に近接した時期に総合健診を受ける場合において、当該健康診断の検査の項目について当該総合健診の検査の結果を利用することができると認めるときは、その検査をもって当該健康診断における検査に代えることができる。

第12条を第17条とし、同条を次のように改める。

(健康診断)

第17条 学長は、規則10-4第19条に規定する採用時等の健康診断(以下「採用時等の健康診断」という。)、第20条に規定する定期の健康診断(以下「定期の健康診断」という。)及び第21条に規定する臨時の健康診断(以下「臨時の健康診断」という。)を実施する。

第19条の前に、次の1条を加える。

(職員の健康保持増進のための総合的な健康診査)

第18条 部局の長は、職員が請求した場合には、その者が総合的な健康診査で人事院が定めるもの(次条において「総合健診」という。)を受けるため勤務しないことを承認することができる。

第11条の次に次の章名を付し、次の5条を加える。

第3章 健康管理基準

(勤務環境等について講ずべき措置)

第12条 部局長は、規則10-4第15条の規定により、換気その他の空気環境の調整、照明、保温、防湿、清潔保持及び伝染性疾患のまん延の予防のための措置その他職員の健康保持のため必要な措置を講じなければならない。

(有害な業務に係る措置)

- 第13条 部局長は、規則10-4 第16条別表第2に掲げる有害な業務（以下「特定有害業務」という。）の行われる場所及び特定有害業務に従事する職員については、健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 2 部局長は、特定有害業務の行われる場所については、定期に勤務環境を検査し、及びその結果について記録を作成しておかなければならない。
- 3 部局長は、特定有害業務以外の業務で職員の健康障害を生ずるおそれのあるものの有無について隨時調査し、職員の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、適切な措置をとるものとする。

(検査結果の記録の様式)

- 第14条 前条第2項及び規則10-4 第32条第2項に規定する定期検査結果の記録は、別記様式第1号により作成するものとする。

(継続作業の制限等)

- 第15条 部局長は、潜水作業、高圧室内の作業、急速冷凍方式の冷蔵庫内の作業、せん孔、タイプ等の打鍵作業及びチェンソーその他身体に振動を与える機械器具を使用する作業に従事する職員については、職員の健康障害を防止するため、継続作業の制限等の措置を講じなければならない。

(中高年齢職員等に対する配慮)

- 第16条 部局長は、中高年齢職員その他健康障害の防止上特に配慮を必要とする職員については、配置、業務の遂行方法等に関して心身の条件を十分に考慮するよう努めなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉基準

(女子職員等の深夜勤務の制限)

- 第32条 部局長は、18歳以上の女子職員に、深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。）をさせてはならない。ただし、次に掲げる勤務については、この限りではない。

- 一 動物の飼育、植物の栽培及び採取等の業務に係る勤務
 - 二 治療、看護等の業務に係る勤務
 - 三 電話交換の業務に係る勤務
 - 四 管理若しくは監督の地位にある職員、機密の事務を取り扱う職員又は人事院の定める専門的な知識若しくは技術を必要とする業務に従事する職員の勤務
 - 五 災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務
- 2 部局長は、18歳未満の職員に、深夜勤務をさせてはならない。ただし、前項第1号から第3号（正規の勤務時間等における業務に係る勤務に限る。）及び第5号に掲げる勤務については、この限りではない。

(女子職員の時間外勤務の制限)

- 第33条 部局長は、18歳以上の女子職員に、正規の勤務時間（非常勤職員については、定められた勤務時間をいう。以下同じ。）以外の時間における勤務（日直勤務を除く。以下同じ。）をさせる場合には、別表2に定める時間を超えてこれをさ

せてはならない。ただし、前条第1項第4号及び第5号に掲げる勤務については、この限りではない。

(生理日の就業が著しく困難な女子職員に対する措置)

第34条 部局長は、生理日の就業が著しく困難な女子職員が、休暇を請求した場合には、その者を生理日に勤務させてはならない。

(妊娠婦である女子職員等の就業制限等)

第35条 部局長は、妊娠中の女子職員及び産後1年を経過しない女子職員(以下「妊娠婦である女子職員」という。)を人事院規則10-7(女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉)(以下「規則10-7」という。)第5条第1項に規定する危険有害業務に就かせてはならない。

2 部局長は、妊娠婦である女子職員以外の女子職員又は18歳未満の職員を、規則10-7第5条第2項又は第13条に規定する危険有害業務に就かせてはならない。

3 部局長は、妊娠婦である女子職員が請求した場合には、その者が母子健康法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため、勤務しないことを承認することができる。

4 部局長は、妊娠婦である女子職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせなければならない。

(妊娠婦である女子職員の通勤緩和)

第36条 部局長は、妊娠中の女子職員が通勤混雑のため、請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認めるときは、正規の勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内で、それぞれ必要とされる時間、勤務しないことを承認することができる。

(産前及び産後の就業制限)

第37条 部局長は、6週間(多胎妊娠の場合にあつては、10週間)以内に出産する予定の女子職員が請求した場合には、その者を勤務させてはならない。

2 部局長は、産後8週間を経過しない女子職員を勤務させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女子職員が請求した場合において、医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

(保育時間)

第38条 部局長は、生後1年に達しない生児を育てる女子職員が請求した場合には、正規の勤務時間中にその生児を育てるために授乳等を行うに必要な保育時間として、1日2回、それぞれ30分、その者を勤務させてはならない。

別表を次のように改める。

別表1

健康管理者、安全管理者、健康管理担当者、安全管理担当者

区分	健康管理者	安全管理者	健康管理 担当者	安全管理 担当者	備考
本 部	庶務課長	会計課長	庶務課 職員係長	会計課 総務係長	
文教育学部	事務長	事務長	総務係長	総務係長	
理 学 部	事務長	事務長	総務係長	総務係長	
生活科学部	事務長	事務長	総務係長	総務係長	
大学院人間 文化研究科	庶務課長	庶務課長	庶務課 大学院係長	庶務課 大学院係長	
附属図書館	事務長	事務長	総務係長	総務係長	
生活環境 研究センター	庶務課長	庶務課長	研究協力 室 長	研究協力 室 長	
ジェンダー 研究センター	庶務課長	庶務課長	研究協力 室 長	研究協力 室 長	
附属小学校	附属学校部 事務室長	附属学校部 事務室長	庶務課 附属学校 係 長	庶務課 附属学校 係 長	
附属中学校	附属学校部 事務室長	附属学校部 事務室長	庶務課 附属学校 係 長	庶務課 附属学校 係 長	
附属 高等学校	附属学校部	附属学校部	庶務課 附属学校	庶務課 附属学校	

	事務室長	事務室長	係長	係長	
附属幼稚園	附属学校部 事務室長	附属学校部 事務室長	庶務課 附属学校 係長	庶務課 附属学校 係長	

別表2

女子職員の時間外勤務の制限

職員の区分	制限時間
物の製作又は修理、機械の操作又は運転等の業務に従事する職員（断続的にこれらの業務に従事する職員を除く。）	1週間 10時間 (年間 350時間)
治療、看護等の業務に従事する職員	2週間 20時間 (年間 350時間)
その他の職員	4週間 40時間 (年間 350時間)

備考 「制限時間」欄の括弧書については、当該時間数を超えないように努めるものとする。

別記様式第2号から別記様式第4号を削り、別記様式第5号を別記様式第2号に、別記様式第6号を別記様式第3号に、別記様式第7号を別記様式第4号に、別記様式第8号を別記様式第5号に、別記様式第9号を別記様式第6号とし、別記様式中「(用紙B5)」を「(用紙A4)」に改める。

附 則

この規程は、平成8年5月1日から施行する。